

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税は8%となり、地方消費税の割合が1%から1.7%に引き上げられました。また、令和元年10月1日からは消費税及び地方消費税は10%となり、地方消費税の割合も1.7%から2.2%に引き上げられました。

これらに伴う「地方消費税交付金」の増額分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされており、これらの経費への充当について明示することとされています。

令和5年度朝日町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 153,037 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,665,455 千円

(単位：千円)

事業名		令和5年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	446,910	126,554	0	8,467	45,652	266,237
	児童福祉事業	785,553	337,595	0	60,583	56,704	330,671
	小計	1,232,463	464,149	0	69,050	102,356	596,908
保健衛生	保健衛生事業	80,585	30,082	0	3,152	6,931	40,420
	母子保健事業	62,329	14,799	0	0	6,957	40,573
	小計	142,914	44,881	0	3,152	13,888	80,993
社会保険	国民健康保険事業	47,599	22,723	0	0	3,642	21,234
	介護保険事業	127,766	4,268	0	0	18,077	105,421
	後期高齢者医療事業	114,713	11,729	0	0	15,074	87,910
	小計	290,078	38,720	0	0	36,793	214,565
合計		1,665,455	547,750	0	72,202	153,037	892,466